

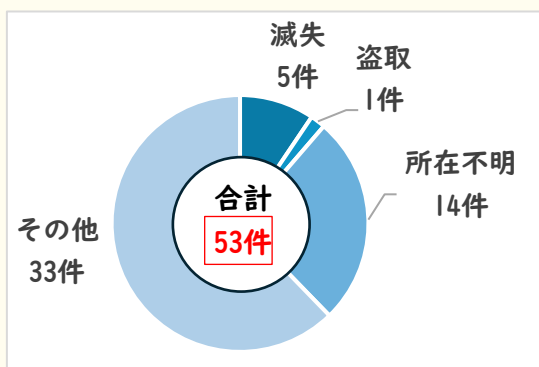
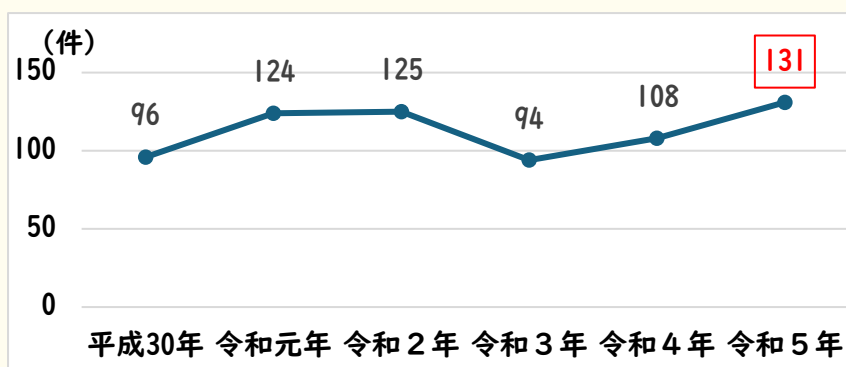
県内で麻薬の事故が増えています！



最近、医療現場で、麻薬が適法な使用、廃棄等を原因としないで、あるべきところからなくなること（麻薬事故）が増えています。麻薬は、法令によって厳しい管理が定められているため、より一層注意して取り扱うよう心がけてください。

広島県内の麻薬事故件数の推移（平成30年～令和5年）

薬局での事故の件数（平成30年～令和5年）



過去に起こった麻薬事故の事例

- ・譲渡後 90 日経過前の麻薬を、小売間譲渡許可を持つ薬局に不動在庫として譲渡してしまった。
- ・麻薬施用者免許番号が正しくない麻薬処方箋に基づいて調剤してしまった。
- ・麻薬がまだ入っている箱を、空箱だと思ってごみ箱に捨ててしまった。

麻薬の管理、事故等について、ご不明な点がございましたら、管轄の保健所又は県薬務課（082-513-3221）までご連絡ください。

県では、毎年報告があった麻薬事故を整理して、麻薬事故事例集を作成しています。県内の麻薬事故の傾向や実際の事故の詳細（事故の内容、原因、対策など）を掲載しているため、薬局の麻薬管理マニュアル作成時や、研修の際などにぜひご活用ください。

事故事例集抜粋

事故の内容	事故の原因	対策
患者から返納されたフェントステープ 1 mg 24 枚を別の患者に再利用してしまった。	①法令の認識不足のため。 ②麻薬の取扱いに慣れていなかったため。	①麻薬管理マニュアルの作成。 ②職員に勉強会の実施。



広島県 HP「麻薬事故事例集を作成しました」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sub-mayaku/mayakuzikozirei.html>

